

大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の 対象となる行政サービス一覧

【令和8年2月25日時点】

1. パートナーに代わり、申請及び受領・照会・相談などができるもの

| No. | 制度・サービス名 | 制度内容等 | 担当部署 |
|-----|------------------------|---|------|
| 1 | 納税相談 | 納税に関する相談ができます。 ※納税通知書等の持参、納税者本人の承諾、委任状が必要。ただし、パートナーと同世帯で宣誓書受領証カードの提示があれば委任状は不要。 | 税務課 |
| 2 | 税証明の交付 | 課税証明書、納税証明書などの申請及び受領ができます。 ※委任状が必要。ただし、パートナーと同世帯で宣誓書受領証カードの提示があれば委任状は不要。 | 税務課 |
| 3 | 固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧、写しの交付 | 固定資産課税台帳（名寄帳）の写しの申請及び受領ができます。 ※納税通知書等の持参、納税者本人の承諾、委任状が必要。ただし、パートナーと同世帯で宣誓書受領証カードの提示があれば委任状は不要。 | 税務課 |
| 4 | 固定資産税の納税通知書、納付書の再発行 | 納税通知書、納付書の再発行ができます。 ※納税通知書等の持参、納税者本人の承諾、委任状が必要。ただし、パートナーと同世帯で宣誓書受領証カードの提示があれば委任状は不要。 | 税務課 |
| 5 | 固定資産税の課税内容の照会 | 窓口において、課税状況の照会ができます。 ※納税通知書等の持参、納税者本人の承諾、委任状が必要。ただし、パートナーと同世帯で宣誓書受領証カードの提示があれば委任状は不要。 | 税務課 |
| 6 | 軽自動車税（種別割）の申告手続 | 申告兼標識交付申請ができます。（原動機付自転車・小型特殊自動車） 廃車申告兼標識返納ができます。（原動機付自転車・小型特殊自動車） ※個別の条件を満たす必要あり。 | 税務課 |
| 7 | 個人住民税の減免申請 | 申請ができます。 ※委任状が必要。ただし、パートナーと同世帯で宣誓書受領証カードの提示があれば委任状は不要。 | 税務課 |
| 8 | 国民健康保険税の減免申請 | 要件に該当する場合は、申請により減免できます。 ※納税者本人の承諾が必要。 ※宣誓書受領証カードの提示が必要。 | 税務課 |

| No. | 制度・サービス名 | 制度内容等 | 担当部署 |
|-----|-------------------------|---|-----------|
| 9 | 固定資産税の減免申請 | 要件に該当する場合は、申請により減免できます。 ※納税者本人の承諾が必要。 ※宣誓書受領証カードの提示が必要。 | 税務課 |
| 10 | 罹災証明書の申請（自然災害に起因する被災住家） | 罹災証明書の申請及び受領ができます。 ※納税通知書又は委任状が必要。ただし、パートナーと同世帯で宣誓書受領証カードの提示があれば委任状は不要。 | 税務課 |
| 11 | 罹災証明書の申請（火災に起因するもの） | 罹災証明書の申請及び受領ができます。 ※罹災者本人からの委任状が必要。 | 大船渡地区消防組合 |
| 12 | 住民票の交付 | 同一世帯員の場合、委任状を用意せずに住民票の発行ができます。 | 市民環境課 |
| 13 | 住民票に表記される続柄 | 同一世帯員の場合、委任状を用意せずに、届出人の申出により「縁故者」、「妻(未届)」又は「夫(未届)」を選択できます。 ※「妻(未届)」及び「夫(未届)」は、戸籍上の異性同士であり、かつ、内縁の夫婦関係にあることが要件となります。 | 市民環境課 |
| 14 | 母子健康手帳の交付 | 配偶者等と同様に代理申請及び受領ができます。 ※委任状が必要。 | こども家庭センター |
| 15 | 救急搬送証明書の申請 | 救急搬送証明書の申請及び受領ができます。 ※委任状が必要。 | 大船渡地区消防組合 |

2. パートナー及びファミリーシップ関係にあるパートナーの子・親を家族とみなして制度が適用されるもの

| No. | 制度・サービス名 | 制度内容等 | 担当部署 |
|-----|-----------------------------|--|-----------|
| 1 | 税務証明の代理申請の簡略化 | 税証明の交付、固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧及び写しの交付、固定資産税の納税通知書及び納付書の再発行、固定資産税の課税内容照会手続において、本人と同居するパートナーは委任状不要で手続きができます。 ※宣誓書受領証カードの提示が必要。 | 税務課 |
| 2 | 教育・保育給付認定申請（認可保育所入所申込みを含む。） | 教育・保育給付認定及び保育の提供について、パートナーの子の保護者として申請ができます。 | こども家庭センター |
| 3 | 施設等利用給付認定申請（幼児教育・保育無償化認定申請） | 施設型給付を受けない幼稚園の保育料等、幼稚園や認定こども園の預かり保育料、認可外保育施設等の保育料の無償化について、パートナーの子の保護者として申請ができます。 | こども家庭センター |
| 4 | 要介護認定の申請・取下げ | 家族による申請と同様に、要介護認定の申請又は取下げができます。 | 長寿社会課 |

| No. | 制度・サービス名 | 制度内容等 | 担当部署 |
|-----|----------------------------|---|----------------|
| 5 | 介護保険被保険者証等の再交付申請 | 家族による申請と同様に、再交付の申請ができます。 | 長寿社会課 |
| 6 | 高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり推進事業の申請 | 給付対象である要介護高齢者の親族と同様に申請ができます。 | 長寿社会課 |
| 7 | 家族介護用品支給事業の申請 | 給付対象である介護者として申請ができます。 | 長寿社会課 |
| 8 | 子育て応援給付金 | 対象児童を養育する者が申請できます。 | こども家庭センター |
| 9 | 市営住宅の入居 | 市営住宅への入居ができます。 | 住宅管理課 |
| 10 | 若者・移住者空き家取得奨励金 | 奨励金を交付する際の子育て世帯加算について、同一世帯として適用されます。 ※交付対象者の要件あり。 | 住宅管理課 |
| 11 | 生活保護の申請・受給 | 同居している場合に同一世帯員として申請及び受給ができます。 ※算定に当たってはパートナーの収入が合算されます。 | 地域福祉課 |
| 12 | 身体に障害のある人などの軽自動車税（種別割）の減免 | 身体障害者等又はそのパートナーが所有する軽自動車の軽自動車税（種別割）について、要件に該当する場合は、申請により減免することができます。 ※宣誓書受領証カードの提示が必要。 | 税務課 |
| 13 | 救急車への同乗 | パートナーが救急車で搬送される際に同乗できます。 | 大船渡地区消防組合 |
| 14 | （国保診療所）患者の病状説明 | 患者の病状確認及び説明を受けることができます。 | 国保医療課 |
| 15 | （国保診療所）緊急連絡先の指定 | 緊急時の連絡先として指定できます。 | 国保医療課 |
| 16 | 災害時の安否情報の提供 | 災害対策基本法の規定に基づく災害時の安否情報照会において、親族としての区分でパートナーの安否情報の提供を受けることができます。 | 防災管理室 地域福祉課 |

3. その他

| No. | 制度・サービス名 | 制度内容等 | 担当部署 |
|-----|-----------------|---|----------------|
| 1 | 公民館事業の申込み | 保護者情報が必要な講座について、パートナーの子の保護者として申込みができます。 | 中央公民館 |
| 2 | 図書館利用者カードの交付申込み | パートナーの子の保護者として申請ができます。 | 図書館 (生涯学習課) |
| 3 | DV相談 | パートナーからの暴力の相談ができます。 | こども家庭センター |

| No. | 制度・サービス名 | 制度内容等 | 担当部署 |
|-----|-------------------|---|---------------|
| 4 | パパママ教室などの 各種教室 | パートナーと一緒に教室に参加できます。 パートナーの子の保護者として教室に参加できます。 | こども家庭 センター |

【参考】岩手県及び民間企業等におけるサービスの例

岩手県及び民間企業等において提供される各種サービスについては、岩手県ホームページにおいて、随時情報を公開しています。

岩手県ホームページはこちらから↓↓↓

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/danjo/1065067.html>

| 実施主体 | 提供されるサービスの一例 |
|-------------------------------------|---|
| 岩手県 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅への入居 ・ 子育て応援パスポート ・ 県立病院における面会手続、病状説明等 ・ 岩手県移住支援金 |
| 民間企業等 ※サービスの有無は企業 等によって異なります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話会社の家族割適用 ・ 金融機関の住宅ローン（配偶者の定義にパートナーを含める。） ・ 賃貸物件へのパートナーとの入居 ・ 生命保険の死亡受取人の指定 ・ 自動車保険や火災保険の特約等にパートナーを適用 ・ 航空会社のマイレージの共有 ・ クレジットカードの家族カード作成 ・ 診療情報や面会の機会等の提供 ・ 事業者における福利厚生適用（慶弔休暇など。） |